

平成30年3月30日会議提出議案概要

議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(以上、全員協議会にて説明済み)

平成30年3月30日又は平成30年3月31日会議提出議案概要

議案第70号 鳥羽市市税条例等の一部改正について

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

■市民税

①非課税の範囲（平成33年1月1日施行）

- ・障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件引上げ
合計所得金額125万円以下⇒135万円以下
- ・均等割・所得割非課税限度額を10万円引上げ

②資本金1億円超の普通法人等への電子申告の義務付け

(平成32年4月1日施行)

■たばこ税

①税率の段階的改正

平成30年10月1日から3段階で引き上げる

②製造たばこの区分として新たに「加熱式たばこ」の区分を創設

③加熱式たばこの課税標準の段階的改正

加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、現在の重量のみによる計算方式から「新たな重量による計算方式」+「価格による計算方式」に変更する。(平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行)

■固定資産税

土地の価格の特例、固定資産税の特例、固定資産税の減額の延長

議案第71号 鳥羽市都市計画税条例の一部改正について

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

都市計画税の特例、減額の延長

議案第72号 鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について

(市民課)

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容> (平成30年4月1日施行)

① 課税限度額の見直し

基礎課税額：54万円 ⇒ 58万円

② 軽減判定所得の見直し

7割軽減基準額：33万円

⇒ 現行のとおり

5割軽減基準額：33万円+27万円×(被保険者数)

⇒ 33万円+27.5万円×(被保険者数)

2割軽減基準額：33万円+49万円×(被保険者数)

⇒ 33万円+50万円×(被保険者数)